

# 高齢のかたへの減免等

## 介護保険関係

高年福祉課介護保険担当  
☎38-2046

【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 介護保険料を所得の減少の度合いに応じて、来年度に見込まれる保険料段階の金額に減額します（申請のあった月から年度末まで適用）

■対象 保険料段階が第四～九段階のかた

■要件 生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以下に減少し、保険料段階が下がると見込まれるかた

■申請 印鑑持参の上、減免申請書・収入がわかる書類（離職票等）を高年福祉課介護保険担当へ提出

【世帯の年間収入が百五十万円以下のかた】

■概要 介護保険料を基準額の25%以下に減額します

■対象 保険料段階が第一～三段階のかた

■要件 前年の世帯年間収入金額が百五十万円以下で、生活が困窮している状態にあると認められるかた

■申請 印鑑持参の上、減免申請書・収入がわかる書類・預貯金通帳等を高年福祉課介護保険担当へ提出

【介護サービス利用者負担の減免】

■概要 災害等の特別な理由により、在宅サービス、福祉用具の購入・住宅改修の費用の一部を負担することが一時的に困難な要介護・要支援の認定を受けたかたは、利用者負担を一部以下に減免します

■対象 いずれかの要件に該当するかた

■要件 要介護等生計維持者が、震災・風水害・火災等で住宅等の財産に著しい損害を受けたとき

■申請 生計維持者が、死亡し、心身の重大な障がいや長期入院で収入が著しく減少したとき

■要件 生計維持者の収入が、事業の休止や著しい損失、失業等で著しく減少したとき

■申請 生計維持者の収入が、干ばつ・冷害等による農作物の不作や不漁等で著しく減



## 医療費関係

保険医療助成課 医療助成担当  
☎38-2037

【老人医療の適用】

■概要 所得が一定以下のかたの健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減します

■対象 六十五歳以上七十歳未満のかた

■要件 市区町村民税非課税世帯に属しており、かつ受給者本人の年金収入を加えた所得が八十万円以下のかた

■申請 平成二十三年六月までは、市区町村民税非課税世帯に属するかたは助成の対象となります。

■申請 印鑑・健康保険証を持参の上、保険医療助成課医療助成担当へ提出

【老人医療一部負担金の助成】

■概要 災害等の特別な事情により、六カ月を限度に医療費の一部負担金を免除します

■対象 老人医療受給者

■要件 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を、保険医療助成課医療助成担当へ提出

## 後期高齢者医療

保険医療助成課 医療助成担当  
☎38-2037

【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 後期高齢者医療被保険者の保険料所得割の八割以内、または均等割の五割以内を減免します

■対象 事業または業務の休止、失業その他の理由により所得が二分の一以下、もしくはそれに伴い世帯の所得見込額が二割軽減基準以下に減少する見込みのある後期高齢者医療被保険者

■要件 今年度の所得の見積額が前年の旧ただし書所得に比して二分の一以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること

■申請 後期高齢者医療保険料減免

【負担割合の引き下げ】

■概要 三割負担のかたでも高齢者世帯員七十歳以上のかた、後期高齢者医療被保険者を含むの収入金額の合算額が一定額未満である場合は、申請により一割負担に引き下げます

■対象 後期高齢者医療被保険者のうち同一世帯の高齢者世帯員の中に、市区町村民税の課税所得金額が百四十五万円以上のかたがいるかた

■要件 高齢者世帯員の収入金額の合算額が五百二十万円未満の場合、高齢単身世帯の場合には三百八十三万円未満の場合

■申請 後期高齢者医療一部負担金免除および徴収猶予申請書、その他申請事由を証明する資料を保険医療助成課医療助成担当へ提出

■申請 後期高齢者医療基準収入額適用申請書、後期高齢者医療被保険者証・該年度の確定申告の写し等収入金額

【限度額適用・標準負担額減額認定】

■概要 医療費、入院時食事料の一部負担金を減額します

■対象 後期高齢者医療被保険者

■要件 後期高齢者医療被保険者で、市区町村民税非課税世帯に属するかた

■申請 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、保険医療助成課医療助成担当へ提出（郵送可）



## 高齢のかたの 個人市・県民税

課税課市民税担当 ☎38-2016/ 高年福祉課 ☎38-2044

概要	要件	申請
<b>【非課税】</b> 所得が125万円以下で、同時に介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上のかたで、障害者（または特別障害者）控除対象者認定書を交付されていること	本人の前年中の所得が125万円以下で、障害者（または特別障害者）控除対象者認定書を交付されていること	確定申告書または市申告書・障害者控除対象者認定書を、課税課市民税担当へ提出（郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出）  障害者控除対象者認定については高年福祉課へ
<b>【所得控除】</b> 介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上のかたで、障害者（または特別障害者）控除対象者認定書を交付された場合、障害者控除として26万円（または特別障害者控除として30万円）を控除します	要介護認定を受けているかたで、障害者（または特別障害者）控除対象者認定書を交付されていること	確定申告書または市申告書・障害者控除対象者認定書を、課税課市民税担当へ提出（郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出）  障害者控除対象者認定については高年福祉課へ